

被保険者の皆様へ

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、2024年12月2日から健康保険証の新規・再発行が終了し、保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(以下マイナ保険証)に引き継がれます。現行の保険証は2025年12月1日までの1年間(経過措置期間中)は使用できますが、2025年12月2日以降は無効となります。
マイナ保険証へ移行するまでの流れと、これからの対応事項についてご案内致します。

【今後直近でご対応いただくこと】

(1)国内居住者(住民票登録者)

A)マイナンバーカードを持っており、保険証利用(マイナ保険証)が登録済みの場合
⇒マイナ保険証で受診してください。

B)マイナンバーカードは持っているが保険証利用(マイナ保険証)が未登録の場合
⇒経過措置期間終了日までに下記の方法で保険証利用(マイナ保険証)の登録を行ってください。
○医療機関・薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダーで登録する
○セブン銀行 ATM から登録する
○スマホでマイナポータルから登録する

※利用登録方法 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

C)マイナンバーカードを持っていない場合
⇒経過措置終了日(2025年12月1日)まで現行の保険証で受診できますが、お早めにマイナンバーカードを作成し、マイナ保険証に移行してください。

※マイナンバーカード総合サイト : <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

(2)海外居住者(駐在員等日本に住民票がない方)

D)マイナンバーカードを持っており、保険証利用(マイナ保険証)が登録済みの場合
⇒帰国時はマイナ保険証で受診してください。

E)マイナンバーカードを出国時に返納した、失効した場合
⇒経過措置期間中は、現行の保険証で受診ください。

保険証の受取がまだの方は事業主(会社)で保管していますので必ず受取りください。
現地在外公館でもマイナンバーカードの再発行申請が可能です。ご自身の都合に応じて取得ください。詳細は現地在外公館へお問い合わせください。

※国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法について

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

F)2015年10月4日以前に出国し現在も駐在中の場合、現地で出生し日本に居住したことがない場合

⇒経過措置期間中は、現行の保険証で受診ください。

保険証の受取がまだの方は事業主(会社)で保管していますので必ず受取りください。

⇒本帰国後に住民登録し、マイナンバーカードの発行、保険証登録をしてください。

(3)2024年12月2日以降に新規加入受付をした方

⇒健康保険証は発行されません。マイナ保険証で受診ください。

マイナ保険証をお持ちでない方は、健康保険組合が発行する「資格確認書」を医療機関等に提示して受診ください。

※12月1日までの入社や扶養追加であっても、12月2日以降に健康保険組合が届書を受理した場合は、保険証の発行はありません。早めに申請お手続きください。

【2025年12月2日以降(経過措置期間終了後)のご対応】

⇒健康保険証は無効となります。マイナ保険証で受診ください。

マイナ保険証をお持ちでない方は、健康保険組合が発行する「資格確認書」を医療機関等に提示して受診ください。

〈健康保険証に関する問合せ先〉

伊藤忠健康保険組合

e-mail:itckh@itochu.co.jp

Tel:06-7638-3092／3115／3096